



米子市長定例記者会見資料	
令和元年7月3日	
担当課 (担当者)	福祉保健部障がい者支援課 課長 仲田明美
電話 (0859) 23-5543	

報道機関各位

手話マーク及び筆談マークの設置について

本市では、聴覚障がいのある方の意思疎通支援について、職員の意識の向上と障がいに配慮した対応をさらに推進していくため、市庁舎の窓口に「手話マーク」及び「筆談マーク」を設置いたします。

記

1. 経過

平成31年3月28日 米子市手話言語条例の施行

手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語の普及等に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすること、手話言語の普及等に関する施策を推進し、障がいの有無に関わらずすべての市民が共生できる地域社会の実現をめざすことを目的として、「米子市手話言語条例」を制定した。

2. 手話マーク及び筆談マークのデザイン及び設置計画

(1) デザイン 全日本ろうあ連盟が策定したマークを使用して作成（別紙1）

(2) 設置計画

- ・本庁舎及び第2庁舎 手話マーク及び筆談マークを設置（55個）

※障がい者支援課の手話通訳者により手話で対応することができるため。

- ・その他の庁舎 筆談マークのみを設置（22個）

(3) 市の設置する公の施設での対応について

鳥取県が作成した「筆談で対応できません（シール）」（別紙2）を配布（94箇所）

3. 設置スケジュール

令和元年7月上旬

4. 今後の取組みなど

- ・手話マーク等及び障がいのある方への合理的配慮について職員に周知徹底
- ・職員向けの手話研修動画コンテンツの作成
- ・職員人権研修における手話学習
- ・職員手話サークル活動の活性化

5. 問い合わせ先

米子市福祉保健部障がい者支援課 仲田、福田

電話：(0859) 23-5543 ファクシミリ：(0859) 23-5393

Eメール：shien@city.yonago.lg.jp